

# 農業委員会だより

●発行 平成23年3月31日  
 ●企画・編集 大和市農業委員会  
 〒242-8601 大和市下鶴間一丁目1番1号  
 電話 046(260)5137

農家戸数／422戸  
 経営面積／226.9ha  
 (平成22年8月1日現在)



住宅街にたわわに実るりんご(大和市下鶴間 遠藤りんご園)



## 地域密着型の農業委員活動を

大和市農業委員会会長 中丸 憲

去る3月11日に発生しました東北地方太平洋沖地震により被害を受けられた皆様に心からお見舞いを申し上げます。1日も早く復旧されますようお祈り申し上げます。

さて、我が国の農業は、都市化の進展、輸入農産物の自由化、農業者の高齢化や担い手不足等の問題から、農業生産額はピーク時よりも3割減少し、農業人口は20年間で半減、平均年齢は66歳に達しました。また、耕作放棄地も増加する一方となっており、まさに危機的な状況にあるといつても過言ではありません。

このような状況を打開するためには、農地の集約化等を図り、農業生産の省力化、低コスト化、高品質化等を進めるなど、様々な方策があろうかと思いますが、何よりも重要なのは、意欲ある農家が幅広い視点から経営感覚を發揮し、事業として成り立つ農業を展開できる地域特性に即した環境づくりが必要であると思います。

現在、大和市では農地を守り都市農家を側面から支える「援農ボランティア」制度の導入を予定していますが、まさに農業者の高齢化等に伴うニーズに即した制度であり、このような木目細やかな身近な施策の積み重ねも農業を取り巻く環境の整備に大変重要なこと考

えております。

農業委員会といたしましても「大和の農業の再生・振興」の視点から、農地法改正の趣旨を踏まえ、引き続き遊休農地の発生防止と解消、農地の効率的利用の促進を図って参ります。また、農業への新規参入を促進するため、新規就農者に対する支援の充実・強化について、関係機関と連携を図りながらその調査研究をして参ります。

また、昨年は初の試みとして「やまと産業フェア」において、相談コーナーを設置し、農業委員が農業者から相談を受けたり情報交換を行いましたが、今後も、地域における身近な相談者として農業関係者のさまざまなニーズに応えることができる地域密着型の農業委員活動を目指していきたいと考えております。

いずれにいたしましても、時代の流れと農業者のニーズを的確に把握し、地域特性に即した産業としての農業再生、ひいては日本の農業再生のため、私たちの身近な地域で一層の努力をして参ります。今後も皆様のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

### 主な内容

会長あいさつ	休耕農地を活用した芋焼酎づくり	③
農業委員会活動報告	残土等の不法投棄にご注意を!	④
新規就農者の紹介	知って得する農業者年金Q&A	④

# 農業委員会活動報告

(平成22年1月～12月総会)



農業委員会では、毎月総会を開催して農地の売買・貸借などの権利設定・移動や農地転用に伴う農地法等の許可申請の審査を行っています。

また、農地パトロール月間である11月に市内農地のパトロールを実施し、遊休農地や農地の違反転用などの早期発見に努め、その発生防止を呼びかけました。これは平成21年12月、改正農地法の施行により、農業委員会の農地の「利用状況調査」が義務化され、遊休農地の是正指導権限が強化されたことから実施したものです。



地図を片手に農地パトロール

「荒れる前に農業委員会等に相談を」と広く呼びかけ、遊休農地解消を目指してこれまで以上に活発な活動を展開しています。

このほか、毎年農業委員の資質向上を図り、農業委員会の活性化を図るため先進地視察研修も行っています。

今年度は、JA全農営農・技術センターと、農薬を製造販売している北興化学工業株式会社開発研究所を視察しました。



北興化学工業㈱開発研究所を見学視察

## 総会における審議内容

主な審議案件	関係法令等取扱い区分	件 数
耕作目的の権利移転・賃借権設定	農地法(3条許可)	2
相続等に伴う権利取得	農地法(3条の3届出)	3
調整区域内農地の転用(一時転用を含む)	農地法(4条・5条許可)	8
市街化区域内農地の転用	農地法(4条・5条届出)	134
農地利用の増進	農業経営基盤強化促進法ほか	19
諸証明	租税特別措置法施行規則ほか	14
その他	農業委員会等に関する法律施行令	4

## お知らせ

農業委員会総会は毎月開催しています。

- 市街化区域の農地転用 **届出制** は隨時受付しています。
- 市街化調整区域の農地転用 **許可制** 申請の受付は毎月10日締切りで、県許可までに通常2か月程度かかります。



余裕を持って  
手続きしてください。

## 賛助会員費募金

昨年12月、各地区的生産嘱託員を通じてご協力いただきました「神奈川県農業会議賛助会員費」の募金は、1月末に取りまとめを完了しました。

その結果、平成22年度の賛助会員費として208,295円の厚志をお寄せいただきました。この賛助会員費は、神奈川県農業会議において、農家の皆様が安心して農業経営を継続していかれるよう様々な農政活動に使わせていただきます。

ご協力ありがとうございました。

## 農地を相続したときは届出を!

農地を相続したときは、届出が必要です。

農業委員会では、例えば相続した方が地元を離れていて、自分では手入れができない場合に、農地の管理についてのご相談や、地元で借り手を探すなどのお手伝いをします。

農地法の改正により、相続などによる農地の権利取得を農業委員会がきちんと把握し、農地の有効利用に努めます。

手続きは  
簡単です。

農業委員会へお問い合わせください。  
電話 046(260)5137

# 地域のみなさん、よろしくお願いします

## 新規就農者の紹介

### 多品目の新鮮野菜の露地生産と直売所による販売を主軸として

大和市福田在住の中山幸一さん(49)は、昨年農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画により、市内に農地を借り、農業経営を始めました。

中山さんは、以前から農業に興味を持っていたのですが、平成21年秋から7ヶ月間農家の実務研修を受けたことで、ますます就農への思いを強くしたのをきっかけに、かがわ農業アカデミー研究科に平成22年4月に入校しました。

学生時代は北海道大学大学院工学研究科で原子工学を専攻され、その後理工系の職業に携った農業者としてはめずらしい経歴をお持ちの方です。

現在は、上和田久田原で露地野菜の栽培をしています。0.28haの畑には、収穫が待ち望まれる、ほうれん草の作付けがされています。

将来の意気込みをお聞きしたところ、多品目の常用新鮮野菜の露地生産と直売所による販売を経営の主軸として、栽培面積の拡大と生産量、品質の安定を目指していきたいとのことでした。

収穫した作物は、当面朝霧市、夕やけ市、おさんぽマートを中心に販売していく予定だそうです。将来的には、直売所、アンテナショップ、とれたて大和などにも販路を広げていきたいとのことです。また、環境保全とコスト削減の両面から減農薬、減化学肥料に取り組んでいきたいとも話されています。

この3月には農業アカデミーを卒業され、本格的に農業に従事されることでしょう。地域の農業者のみなさん、新しい担い手としてよろしくご支援のほどお願いします。



新規就農者 中山さん

大和一美味しい野菜作り  
を目指して頑張ります!

## 休耕農地を活用し芋焼酎づくり

### 10月の販売に向けて商品名も大和の芋焼酎「和み」に決定!

大和市推奨品プロジェクト会議（小林之夫（ゆきお）会長）は、大和市の特産品の認定を目指して芋焼酎を商品化するため、耕作ができなくなった農家から無償で2,000m<sup>2</sup>の畑を借り受け、芋焼酎の原材料となるさつまいも（品種：紅あずま）の植え付けを行いました。

同会議は地元生産農家や農業者・商業団体ら各方面から選出された委員で構成され、休耕農地対策や地産地消・地域ブランドづくりを推進しています。

平成22年5月の植え付け、11月の収穫時には多くのボランティアも参加しました。収穫量は一部他の畑からの分も含めて約5tで、23年秋には4,800本の大和ブランドの芋焼酎が誕生します。

公募により商品名も、大和の芋焼酎「和み」に決まり、発売が待ち望れます。



大きなさつまいもを手にする児童

# 残土の不法投棄にご注意を!



県内各地で被害が発生しています。

- 市道3カ所で、計20立方メートルに及ぶ残土が通行を不可能にする形で投棄された／相模原市
- 町道で残土(幅約4メートル、長さ約10メートル)が捨てられた／愛川町
- 小学校校門前の市道で、道路をふさぐように残土約8立方メートルが捨てられていた／厚木市

**大切な農地をお互いに見守りましょう!**

## 対 策

- 農地を所有する方は、定期的に見回るなどして、農地の適正な管理を心掛けましょう。
- 大切な農地を守るためにには、農家の皆さんがあつたに見守り合うことが大切です。

- 農地を借りたい、くぼんでいる農地を平らにしてあげるから農地を貸してほしいなど、見知らぬ他人から農地利用について相談があった場合には、農業委員または農業委員会事務局に相談してください。



# 知って得する Q&A 農業者年金



**Q:** 安心できる老後生活への備えには何が大切ですか?

**A:** 生活の糧として必要な収入を終身年金で確保することが最適です!

現在65歳の日本人の平均余命は、男性が18.9年(83.9歳)、女性が24年(89歳)です(女性は男性よりも5年も長い!)。この長い老後生活に備えるためには、生きている間、必ず決まった時期に決まった金額が受け取れる終身年金への加入が最適な方法です。

高齢農家の家計費は夫婦お二人で月額約23万円に及ぶというデータがあり、この場合、農業者の方が国民年金を満額受給(夫婦お二人で13万1千円)できたとしても、月約10万円が不足することになります(厚生年金の場合、モデルケースのご夫婦で23万2千円受給できます。)

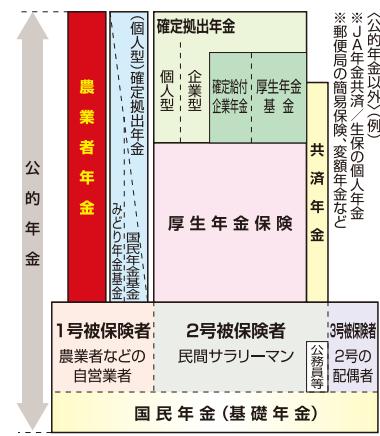
農業者の方にはこのような不足額を補うために農業者年金制度が用意されていますので、**国民年金の上乗せ年金**として終身受給できる**農業者年金**に是非ご加入ください。

農業者年金への加入が主人だけでは、先に主人が亡くなった時、妻であるあなたの老後の支えは国民年金(満額で月約6万6千円)だけになってしまいます。

**家族一人ひとりの加入が大切**



### 老後生活を支える公的年金制度



農業者年金には、①国民年金の第1号被保険者で、②年間60日以上農業に従事する、③60歳未満の方ならどなたでも加入できます。

農業者年金に関するご相談については、最寄りのJAか農業委員会または農業者年金基金にお問い合わせください。

### 独立行政法人 農業者年金基金

〒105-8010 東京都港区西新橋1-6-21 NBF虎ノ門ビル5F  
電話: 03(3502)3942 FAX: 03(3592)2660  
<http://www.nounen.go.jp/>

一人ひとりの農業者を応援する農業者年金に加入しましょう!